

第5回 経営検討委員会資料③

新水道料金体系の検討課題について

2015年12月25日

目次

1. 水道料金制度の概要

2. 利用状況の現状把握

3. 料金体系の他市比較分析

4. 大津市水道料金の課題と対応

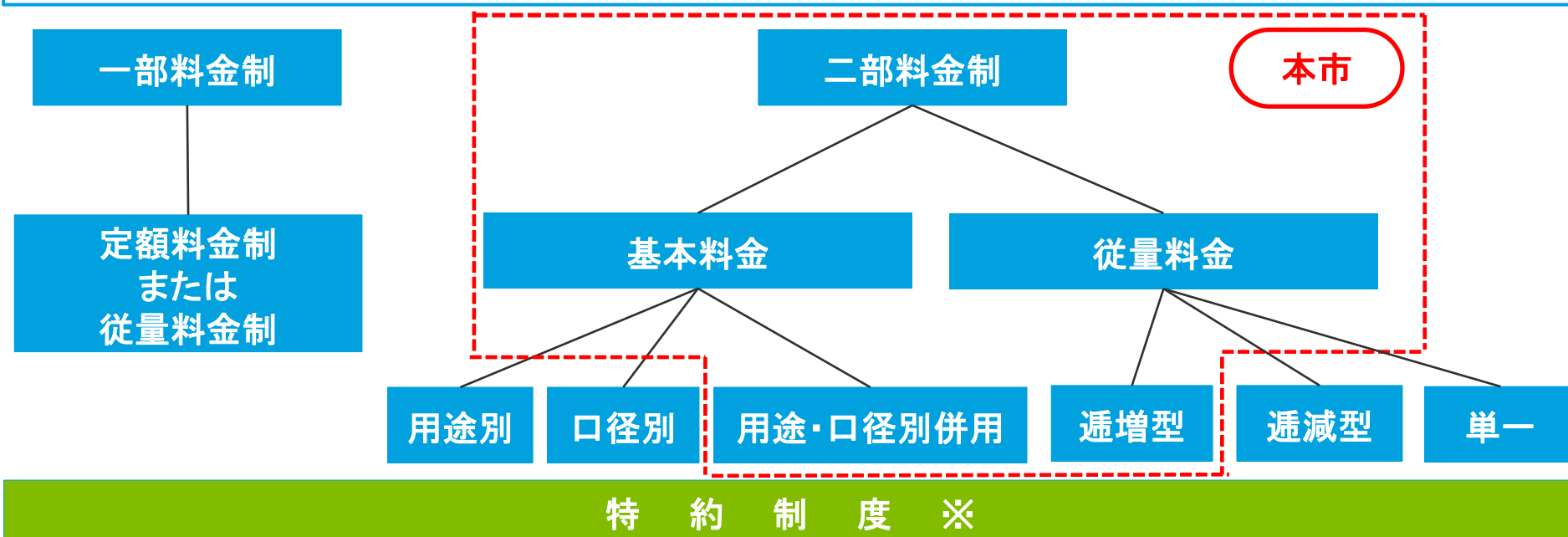
5. 料金改定にあたっての基本事項

6. 料金体系決定における検討事項

1 水道料金制度の概要

水道料金制度の概要

- ◆ 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、そして特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多いです。
- ◆ 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- ◆ 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。



※ 基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など。

本市は二部料金制を採用し、基本料金については公衆浴場用を設けているため「用途・口径別併用」、従量料金は「逓増型」を採用しています。

水道料金に関する基本用語の説明

【基本用語の説明】

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。
用途別料金	「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	「水道メーターの口径の大きさ」により区分し、料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず負担する料金です。
従量料金	使用水量に応じて負担する料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
基本水量	設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
逡増度	従量料金の最高単価と最低単価の割合です(自治体により算定方法は異なります)。使用量が増加するに従い単価が上がるものを逡増型、下がるものを逡減型といいます。

大津市の現行の水道料金体系について

- ◆ 基本料金は口径ごとに設定しています。
- ◆ 従量料金単価は、逦増型を採用しています。
- ◆ 基本水量(10m³/月)を設定しています。

【大津市の料金体系】

(税抜)

水道料金 (1ヶ月)								
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
			0- 10m ³	11- 30m ³	31- 50m ³	51- 100m ³	101- 200m ³	201m ³ 以上
一般用	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
	25mm	1,120						
	30・40mm	1,380						
	50mm	3,240						
	75mm	3,540						
	100mm	4,440						
	150mm	8,900						
	200mm	14,300						
250mm以上	20,900							
公衆 浴場用		5,600	0			60		

〈計算例〉

メーター口径20mmで使用水量が34m³(5人以上世帯の月平均使用量*)のとき、以下の計算で3,932円(税抜)になります。

* 本市平成25年度実績調査より

計算例			
基本料金		20mm	840円
従量 料金 (m ³)	水量区画別 従量料金単価	水量区画別 使用量	水量区画別 料金
	0~10 @0円	× 10m ³	= 0円 ※
	11~30 @124円	× 20m ³ (30-10)	= 2,480円
31~50 @153円	× 4m ³ (34-30)	= 612円	
合計		34m ³	= 3,932円

※基本水量内のため0円となります。

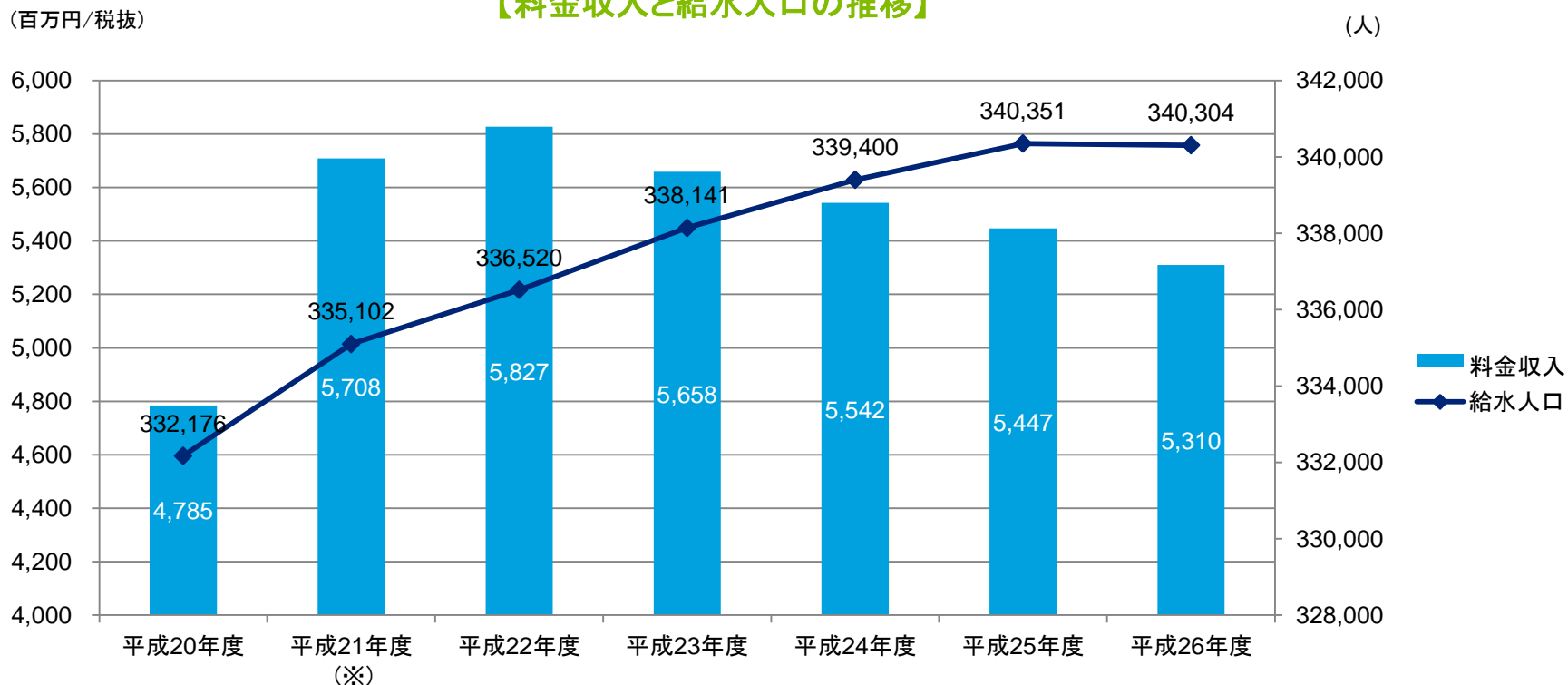
※ 主に、25mm以下は家庭用、30~100口径は医療用、商業用、公用・学校用、150口径以上は工場用となります。

2 利用状況の現状把握

料金収入の推移

◆ 給水人口は増加していますが、料金収入は平成22年度以降減少しています。

【料金収入と給水人口の推移】



平成21年度-平成26年度比

給水人口増加率

+1.6%

料金収入減少率

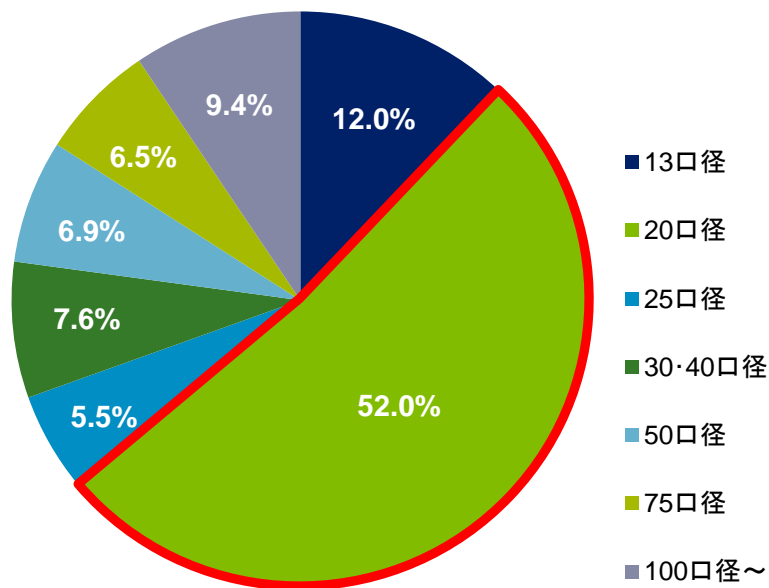
△7.0%

※ 平成21年4月1日に平均+23.2%の料金改定を実施

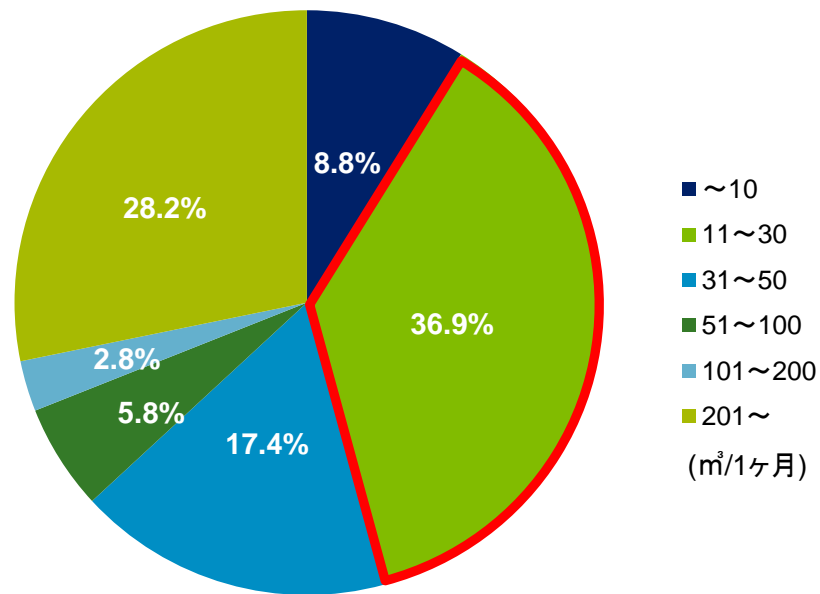
料金収入の内訳

◆ 口径別料金収入では20口径利用者が52%、使用量別料金収入では11~30m³/月利用者が37%を占めています。

【口径別料金収入割合(平成26年度)】



【使用量別料金収入割合(平成26年度)】

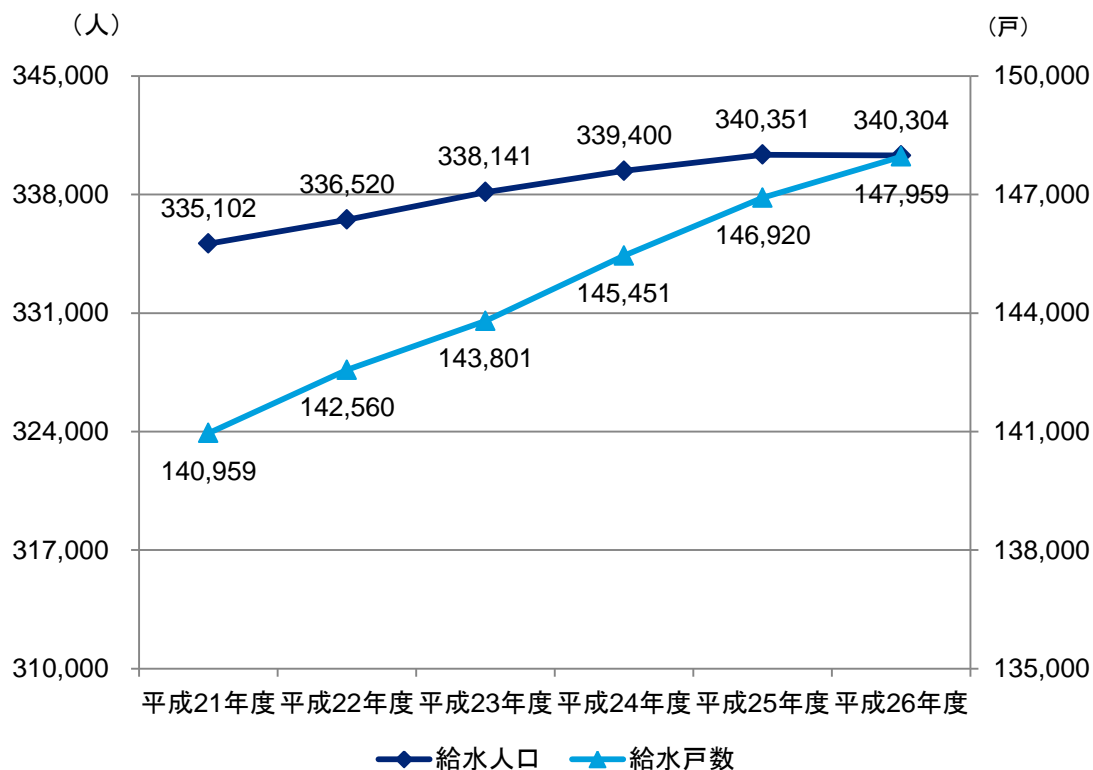


※ 主に、25mm以下は家庭用、30~100口径は医療用、商業用、公用・学校用、150口径以上は工場用となります。

給水人口と給水戸数の推移

◆ 給水人口は増加していますが、給水戸数は給水人口以上に増加しています。

【給水人口と給水戸数の推移】



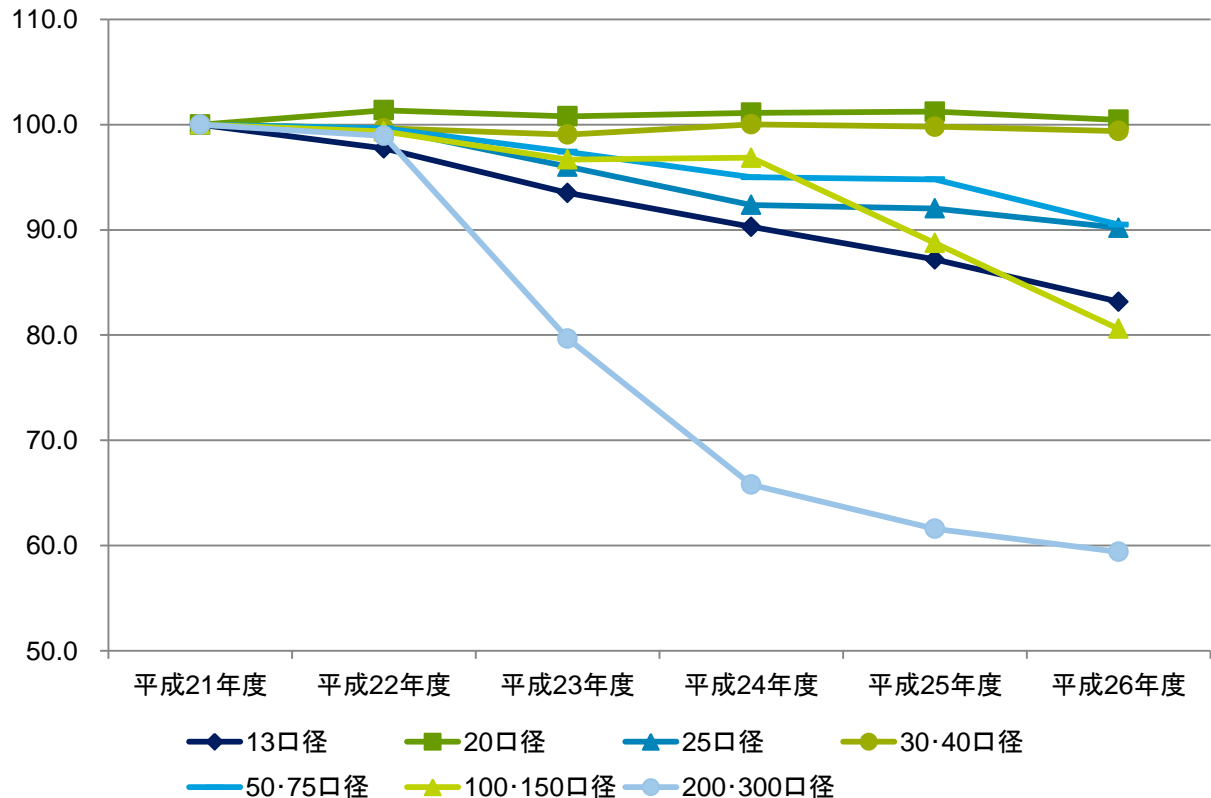
増加率(対平成21年度比)		
	給水人口	給水戸数
平成22年度	0.4%	1.7%
平成23年度	0.9%	3.0%
平成24年度	1.3%	4.0%
平成25年度	1.6%	5.1%
平成26年度	1.6%	6.1%

- 核家族化や同居家族の減少により、給水戸数が給水人口以上に増加していることが推察されます。
- 給水戸数の増加は基本料金収入の増加に影響を与えますが、有収水量が減少していることから、結果として本市の料金収入は減少しています。

口径別有収水量の推移

- ◆ 13口径利用者の20口径への移行が進んでいるため、13口径利用者の有収水量の減少が16.8%と大きくなっている一方で、20口径利用者の有収水量は0.5%増加しています。
- ◆ 50・75口径9.5%、100・150口径19.4%、200・300口径40.6%と大口径ほど口径別有収水量の減少率が大きくなっています。

(指数) 【平成21年度を100とした場合の口径別有収水量指数の推移】



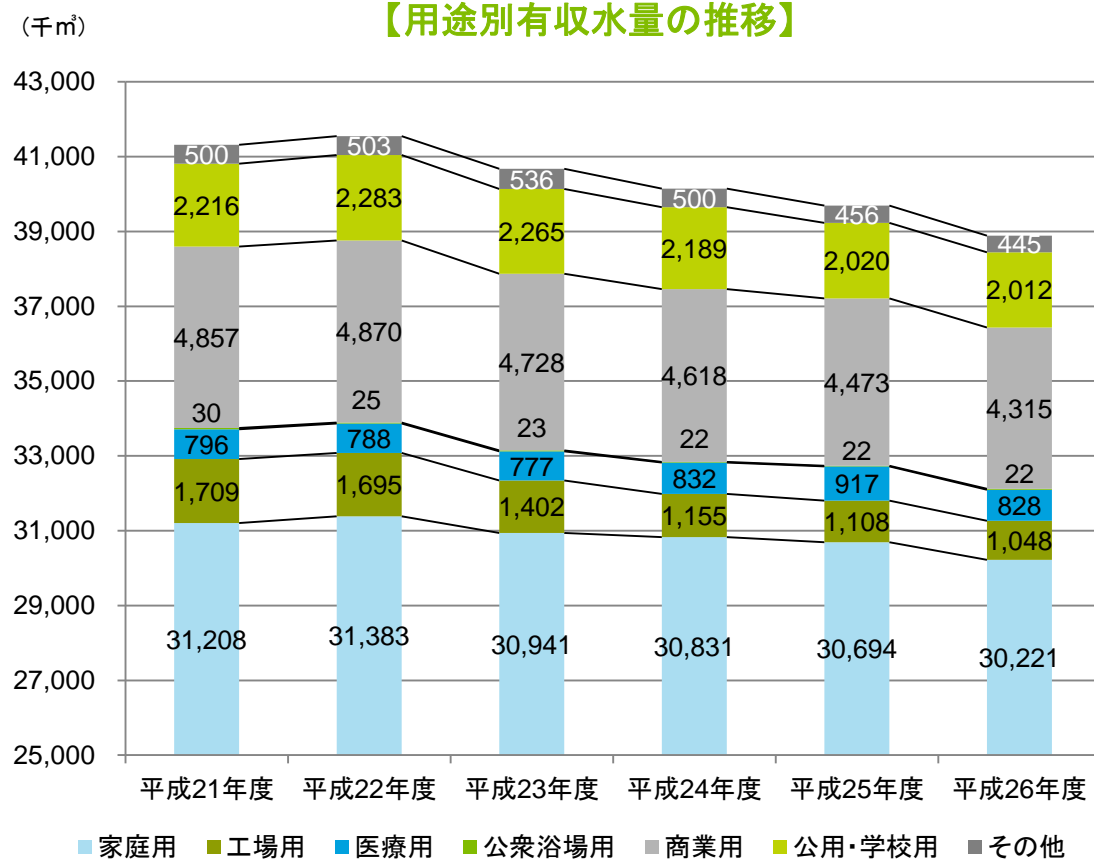
	平成21-26年度 有収水量増減率
13口径	△16.8%
20口径	0.5%
25口径	△9.8%
30・40口径	△0.6%
50・75口径	△9.5%
100・150口径	△19.4%
200・300口径	△40.6%

用途別有収水量の推移

◆ 平成21年度と比較し、工場用の有収水量が38.7%(66万m³)、商業用の有収水量が11.2%(54万2千m³)減少しています。

◆ 平成21年度と比較し、家庭用の有収水量は3.2%(98万7千m³)減少しています。

【用途別有収水量の推移】

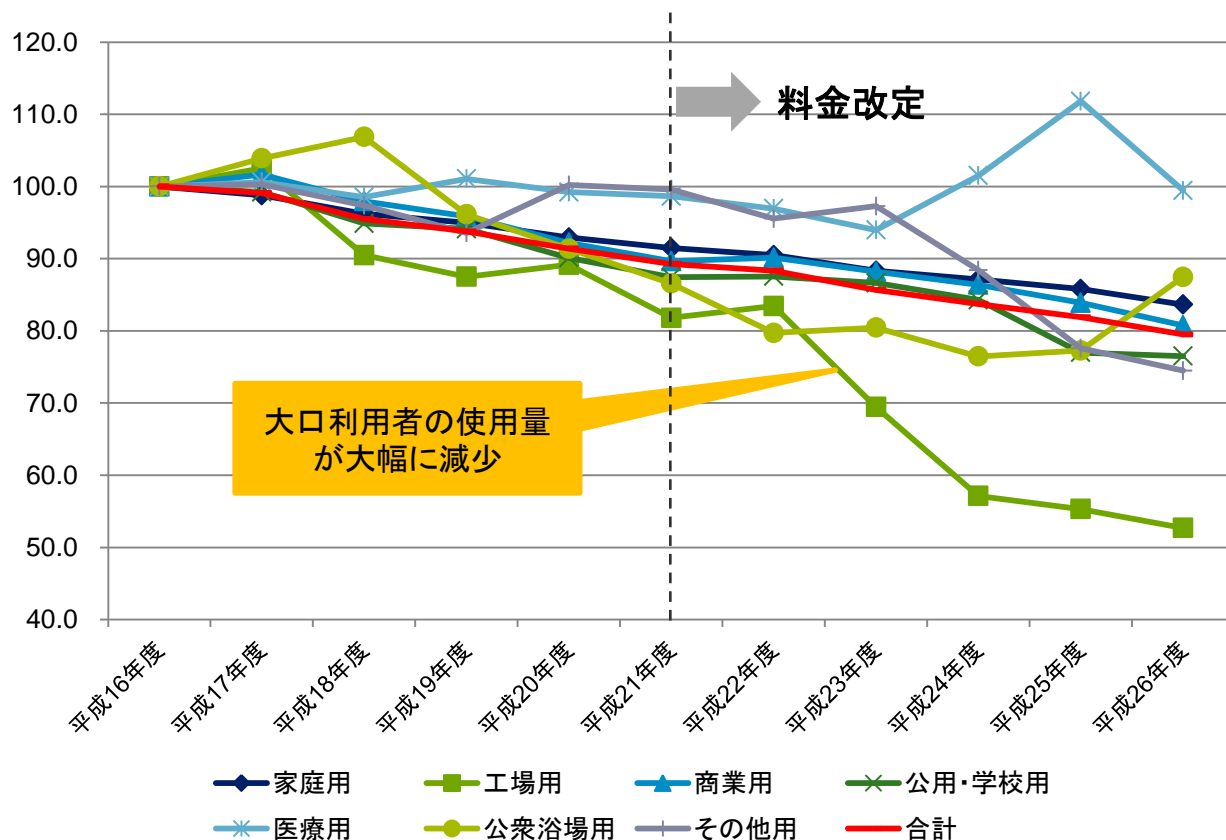


	平成21-26年度比	
	有収水量 増減(m ³)	有収水量 増減率
家庭用	△ 987,513	△ 3.2%
工場用	△ 660,685	△ 38.7%
医療用	32,283	4.1%
公衆浴場用	△ 7,619	△ 25.7%
商業用	△ 542,527	△ 11.2%
公用・学校用	△ 204,000	△ 9.2%
その他	△ 54,413	△ 10.9%
合計	△ 2,424,474	△ 5.9%

用途別1件あたり有収水量の推移

◆ 前回料金改定前から継続して減少しており、特に工場用は大幅に減少しています。

(指数) 【平成16年度を100とした場合の1件あたり使用量指数の推移】

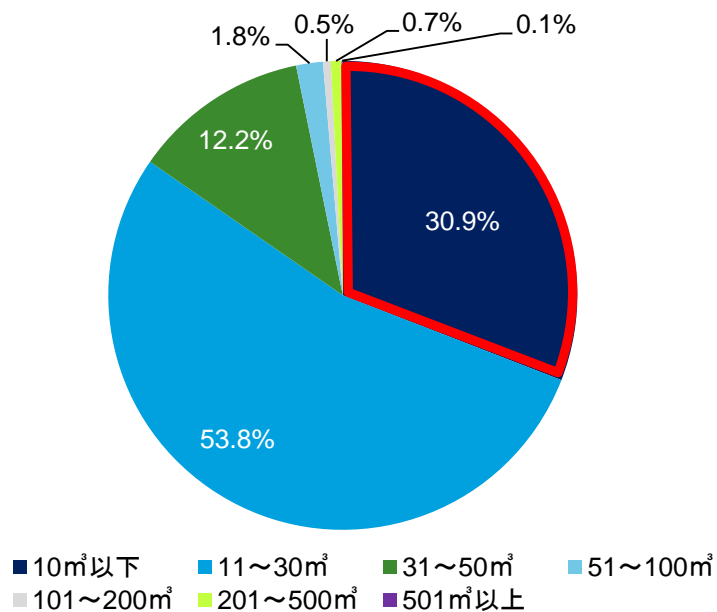


	1件あたり有収水量 年平均増減率	
	料金改定前 平成16-20年度	料金改定後 平成21-26年度
家庭用	△1.8%	△1.5%
工場用	△2.7%	△6.1%
医療用	△0.2%	0.0%
公衆浴場用	△2.2%	△0.7%
商業用	△2.0%	△1.9%
公用・学校用	△2.5%	△2.3%
その他	△0.0%	△4.3%
合計	△2.1%	△2.0%

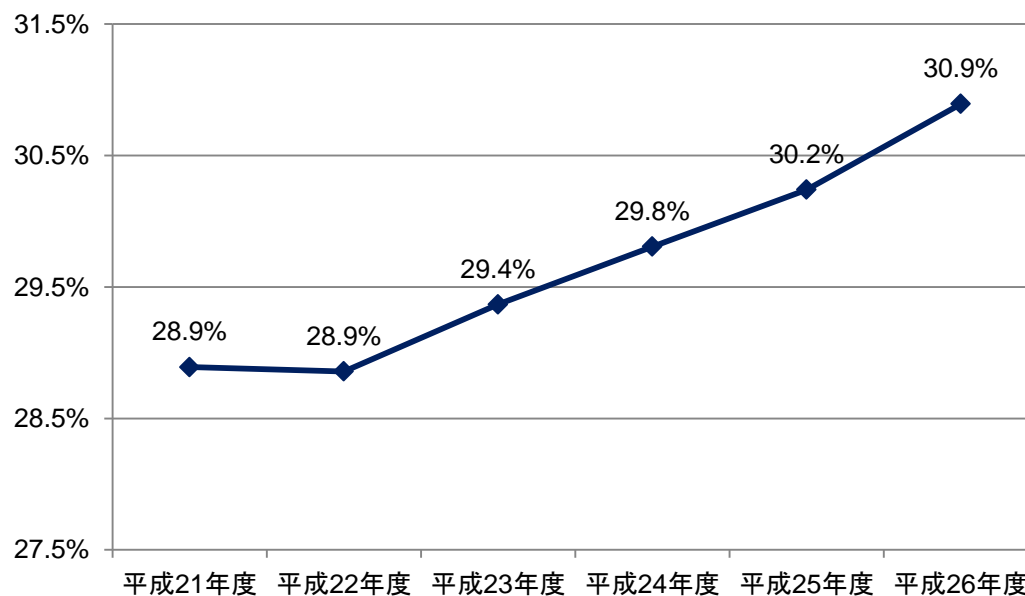
基本水量以下の使用者の割合

- ◆ 基本水量(10m³)以下の利用者は全体(20口径以下)の約31%を占めています。
- ◆ 近年の節水機器の普及等により当該割合は年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

【使用水量別戸数の割合
(20口径以下・平成26年度)】



【基本水量(10m³)以下の使用者の戸数割合の推移
(20口径以下)】



3 料金体系の他市比較分析

【参考】 比較他市一覧

- ◆ 次ページ以降における他市比較において対象としている他市は以下のとおりです。
なお、比較は全て平成27年4月1日時点の料金体系を基に実施しています。

【比較他市一覧】

	対象他市
県内他市	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市(※1)、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(以上、12市)
中核市	<u>旭川市</u> 、 <u>函館市</u> 、 <u>青森市</u> 、 <u>盛岡市</u> 、 <u>秋田市</u> 、 <u>郡山市</u> 、 <u>いわき市</u> 、宇都宮市、 <u>前橋市</u> 、 <u>高崎市</u> 、 <u>川越市</u> 、 <u>越谷市</u> 、柏市、船橋市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、 <u>岡崎市</u> 、 <u>豊田市</u> 、 <u>豊中市</u> 、 <u>高槻市</u> 、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市、姫路市、 <u>奈良市</u> 、 <u>和歌山市</u> 、倉敷市、福山市、 <u>下関市</u> 、高松市、松山市、 <u>高知市</u> 、 <u>久留米市</u> 、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、 <u>那覇市</u> (以上、44市)
人口類似他市(※2)	一宮市、吹田市、所沢市、四日市市、春日井市、福島市、明石市、津市、長岡市、市原市及び上記中核市のうち太字記載している20市(以上、30市)

(※1) 草津市では平成28年3月検針分までは10%の値下げ(利益還元)を行っていますが、値下げ前の料金体系を基に比較を実施しています。

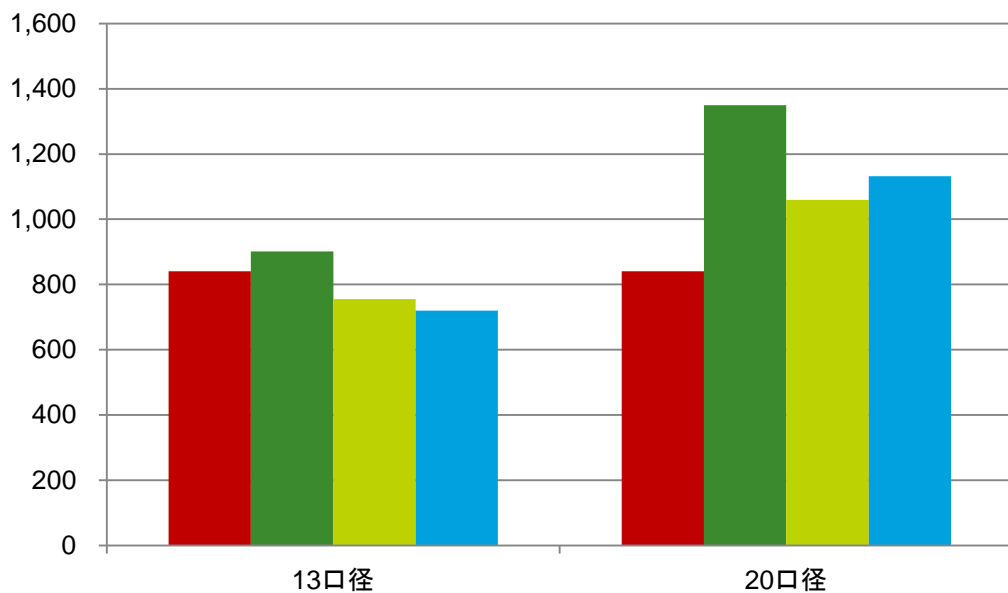
(※2) 平成22年国調人口が、大津市の前後15件である全国の市を人口類似他市として比較対象としています。

基本料金の他市比較(13口径、20口径)

- ◆ 13口径の基本料金は県内他市平均よりは低い水準にある一方で中核市平均や人口類似他市平均に比して高い水準にあります。
- ◆ 20口径の基本料金は県内他市平均や中核市平均、人口類似他市平均に比して低い水準にあります。

【基本料金の他市比較(13～20口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



■ 大津市 ■ 県内他市平均 ■ 中核市平均 ■ 人口類似他市平均

1ヶ月あたり基本料金 (単位:円/税抜)

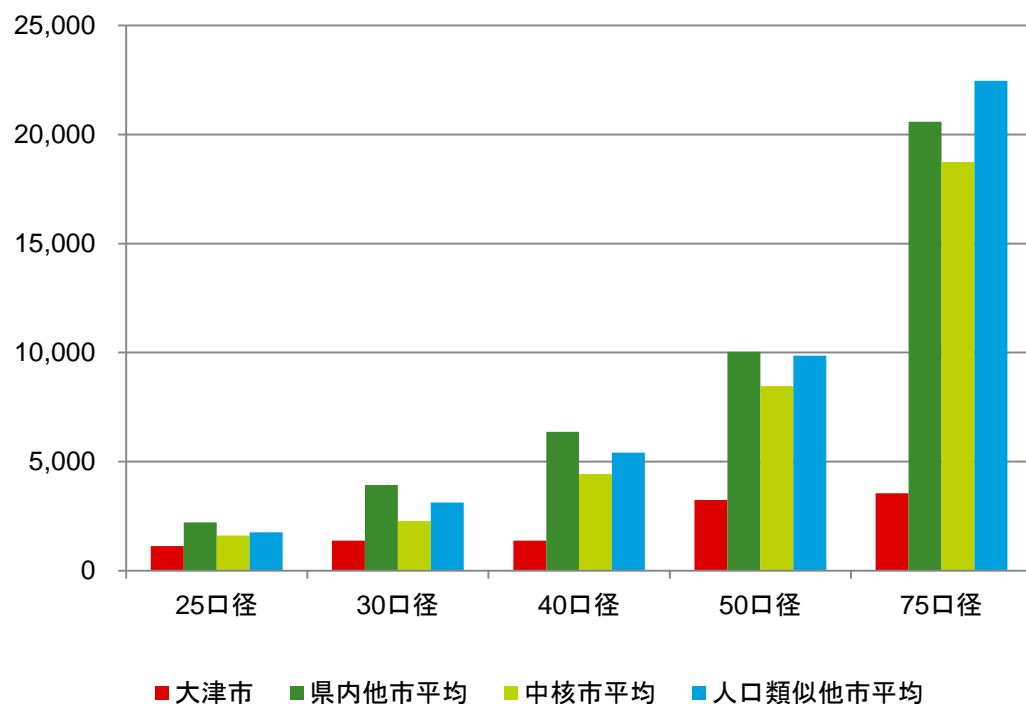
	13口径	20口径
大津市	840	840
県内他市平均	902	1,349
中核市平均	755	1,059
人口類似他市平均	719	1,132

基本料金の他市比較(25～75口径)

◆ 25口径～75口径の基本料金は他市に比して低い水準にあります。

【基本料金の他市比較(25～75口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり基本料金

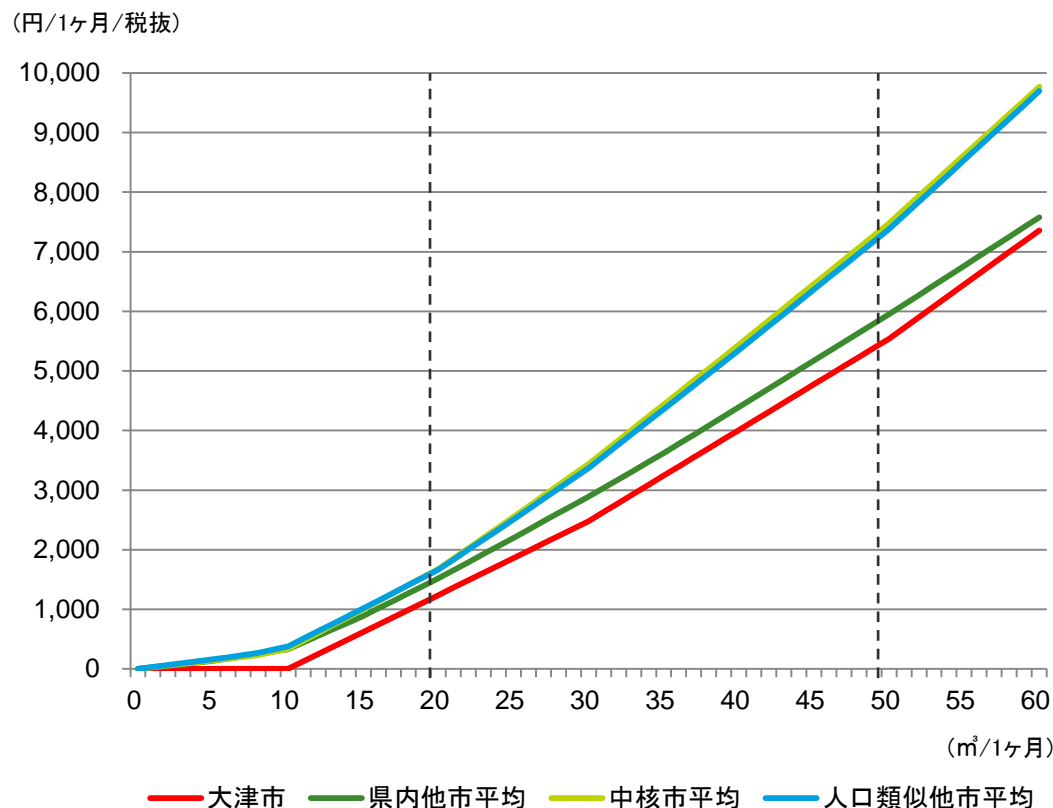
(単位:円/税抜)

	25口径	30口径	40口径	50口径	75口径
大阪市	1,120	1,380	1,380	3,240	3,540
県内他市平均	2,213	3,928	6,360	10,042	20,603
中核市平均	1,609	2,271	4,428	8,464	18,731
人口類似他市平均	1,756	3,125	5,404	9,851	22,467

従量料金の他市比較(1/2)

◆ 20口径の従量料金は他市に比して低い水準にあります。

【従量料金の他市比較(20口径)】



1ヶ月あたり従量料金

(単位:円/税抜)

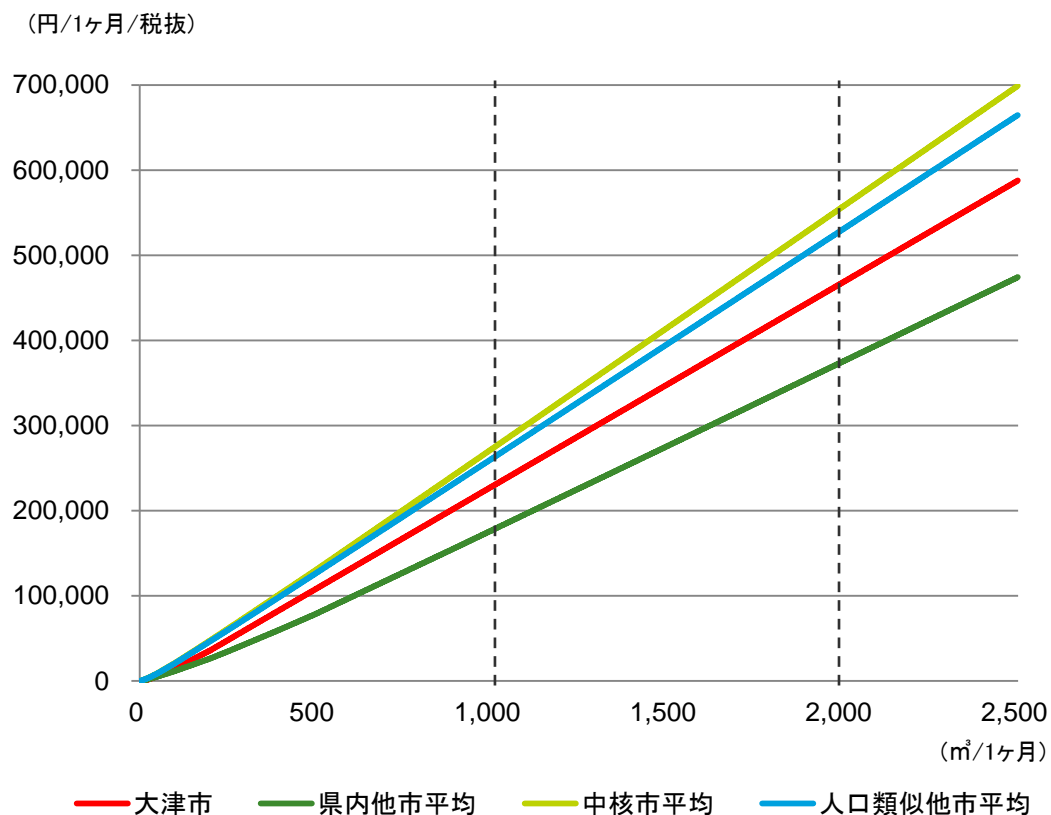
	20m ³	50m ³
大津市	1,240	5,540
県内 他市平均	1,522	5,950
中核市平均	1,678	7,478
人口類似 他市平均	1,668	7,378

※大津市は基本水量10m³を付与していることから、10m³までは従量料金は発生しませんが、他市では基本水量を付与していない団体があるため従量料金が発生しています。

従量料金の他市比較(2/2)

◆ 100口径の従量料金は県内他市平均と比較すると高い水準にある一方で、中核市平均や人口類似他市平均に比して低い水準にあります。

【従量料金の他市比較(100口径)】



1ヶ月あたり従量料金 (単位:円/税抜)

	1,000m ³	2,000m ³
大津市	227,740	467,740
県内 他市平均	177,357	376,675
中核市平均	271,829	556,624
人口類似 他市平均	260,355	529,921

料金体系に関する他市比較

- ◆ 中核市の多くは「口径別」及び「用途・口径別併用」型の料金体系を採用し、県内他市は全て「口径別」又は「用途・口径別併用」型の料金体系を採用しています。

【料金体系の比較】

	県内他市	中核市	人口類似他市
用途別	0市	6市	1市
「口径別」又は「用途・口径別併用」	13市	39市	30市

本市

【賦課の方法とその特徴】

	賦課の方法	特徴
用途別	「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課します。	用途別に利用者の負担能力に応じた料金設定ができる一方で、料金単価の算定基準が不明確なものとなり、利用者に対する説明が困難となる場合があります。
「口径別」又は「用途・口径別併用」	「水道メーターの口径の大きさ」により区分し、料金を賦課します。	給水管や水道メーターの口径により料金を賦課するので料金単価の算定基準が客観的で明確なものとなります。

本市

⇒ 上述の特徴から、用途別から口径別に移行する事業者が増加しています。（日本水道協会「水道料金表」より）
 大津市も、昭和51年より用途別から口径別に移行しており、また公衆浴場用を設けているため「用途・口径別併用」となります。

従量料金及び基本水量の他市比較

- ◆ ほとんどの中核市、人口類似他市、県内他市で逓増型の従量料金が採用されています。
- ◆ 県内他市では半数の自治体が10m³の基本水量を設定している一方で、中核市及び人口類似他市では基本水量を設定していない自治体が6割超を占めています。

【従量料金制度の状況】

	県内他市		中核市	人口類似他市
本市 逓増型	11市		44市	30市
単一型	2市	長浜市、東近江市	1市	1市

【基本水量制度の導入状況(20口径)】

基本水量/月	県内他市		中核市	人口類似他市
0m ³ (無し)	4市	守山市、米原市 野洲市、湖南市	28市	20市
1~5m ³	1市	高島市	2市	2市
6~9m ³	なし		7市	5市
本市 10m ³	7市	草津市、彦根市、 栗東市など	8市	4市
11m ³ ~	1市	東近江市	なし	なし

浴場用料金の他市比較

◆ 大津市の浴場用水道料金は他市平均と比較し、低い水準にあります。

【浴場用料金の設定状況】

		大津市	県内他市	中核市	人口類似他市
浴場用料金の設定	あり	○	6市	40市	26市
	なし		7市	5市	5市
以下、浴場用料金設定のない市を除く					
浴場用基本料金	一般用と異なる	○	5市	17市	12市
	一般用と同一		1市	23市	14市
逡増料金	あり		1市	8市	5市
	なし	○	5市	32市	21市
基本料金平均(40口径)※		5,600円	7,054円	6,214円	6,110円
水道料金平均(150m ³)※		8,600円	16,198円	13,645円	13,118円

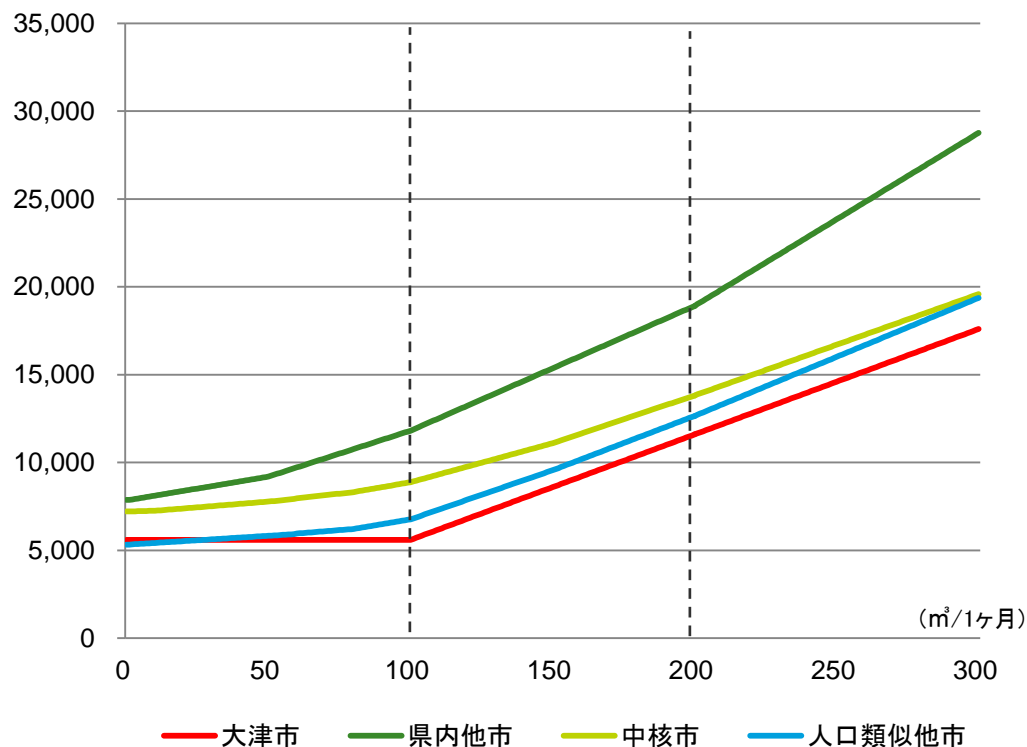
※大津市のポリュームゾーンである口径区分、使用量で比較しています。

浴場用料金(基本+従量)の他市比較

◆ 県内他市平均、中核市平均及び人口類似他市平均と比較し、浴場用の水道料金は低い水準にあります。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(浴場用)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	100m ³	200m ³
大津市	5,600	11,600
県内 他市平均	11,816	18,916
中核市平均	8,882	13,819
人口類似 他市平均	6,768	12,655

4 大津市水道料金の課題と対応

大津市水道料金の課題と対応

◆ 将来的な有収水量の減少が見込まれる現状において、必要な料金収入を継続して確保し、安定的な経営を可能とするため、料金体系の大幅な見直しを検討する必要があります。

課題		対応策(案)
利用状況の課題	平成22年度以降あらゆる口径・用途で有収水量が減少しているため、給水戸数が増加しているにもかかわらず料金収入が減少しています。	有収水量の増減に影響を受けにくいようにするため、基本料金収入の増加を図る必要があります。
	大口径ほど口径別有収水量の減少率が大きくなっているため、逓増度が大きいと料金収入の減少に与える影響が大きくなる状況にあります。	安定的な料金収入の確保のため、従量料金の逓増度についても見直しを検討する必要があります。
	基本水量(10m ³)以下の利用者の割合は増加傾向にあります。	基本水量(10m ³)内の利用者の公平性に鑑み、基本水量の見直しを検討する必要があります。
他市比較から認識された課題	40口径以上の大口利用者に対する基本料金が他市に比して大幅に低い水準にあります。	基本料金の大幅な見直しを検討する必要があります。
	従量料金については、中核市、人口類似他市に比して低い水準にありますが、県内他市と比較すると水量が増えると高い水準にあります。	安定的な料金収入の確保のため、従量料金の逓増度についても見直しを検討する必要があります。

5 料金改定にあたっての基本事項

料金決定における地方公営企業の特徴

【独立採算制】

- 原則として利用者からの料金収入により水道事業の運営費用をまかなうこととされています。
- そのため、運営費用を現在の水準の料金収入でまかなうことが困難である場合には、投資や人件費等経費の最大限の合理化を前提として、料金の見直しを検討することが必要となります。

【事業運営の資金】

- 水道事業は、装置産業であるため固定的に発生する費用の割合が大きく、施設や管路の整備に多額の資金が必要となっています。
- 整備事業の資金を企業債の発行により確保した場合にも、その償還資金は、「水道料金」が主な財源となります。

※装置産業・・・生産やサービスの提供のために、大型の施設や装置を要する産業

料金決定方法の原則

【水道料金はサービスの対価】

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として利用者から水道料金を受け取ります。

【水道料金の決定の原則】

地方公営企業法第21条

- 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

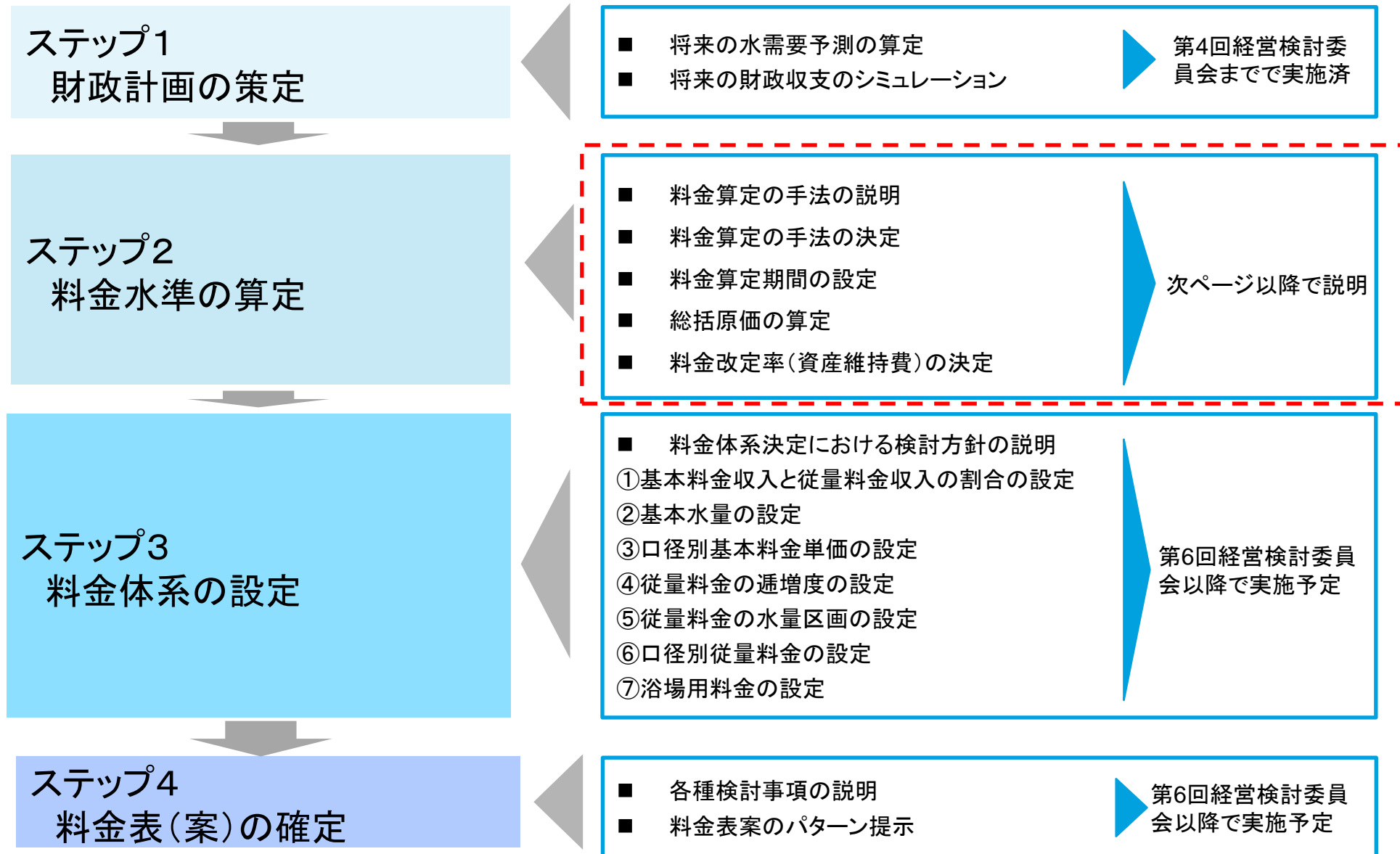
水道法第14条第2項各号

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



法令に示された水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
(水道料金算定要領を参考)

水道料金体系の検討



料金算定の手法

- ◆ 料金算定の手法は、大きく「**資金収支積み上げ方式**」と「**総括原価方式**」とに分かれています。

【資金収支積み上げ方式】

資金収支積み上げ方式は、算定期間における全ての現金収支を積み上げ、その収支を原則として収支計画期間においてバランスさせる観点で料金を算定する方法です。

⇒**第4回経営検討委員会にて、約20%の改定率の場合の将来予測を説明しました。**

【総括原価方式】

総括原価方式とは、水道料金算定要領(※)に示される方法で、減価償却費など現金支出の伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入額と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法です。総括原価には通常の営業費用、資本費用のほかに、事業を維持するために必要な費用である「**資産維持費**」を含みます。

総括原価 = 営業費用 + 資本費用

↓
支払利息 + **資産維持費**

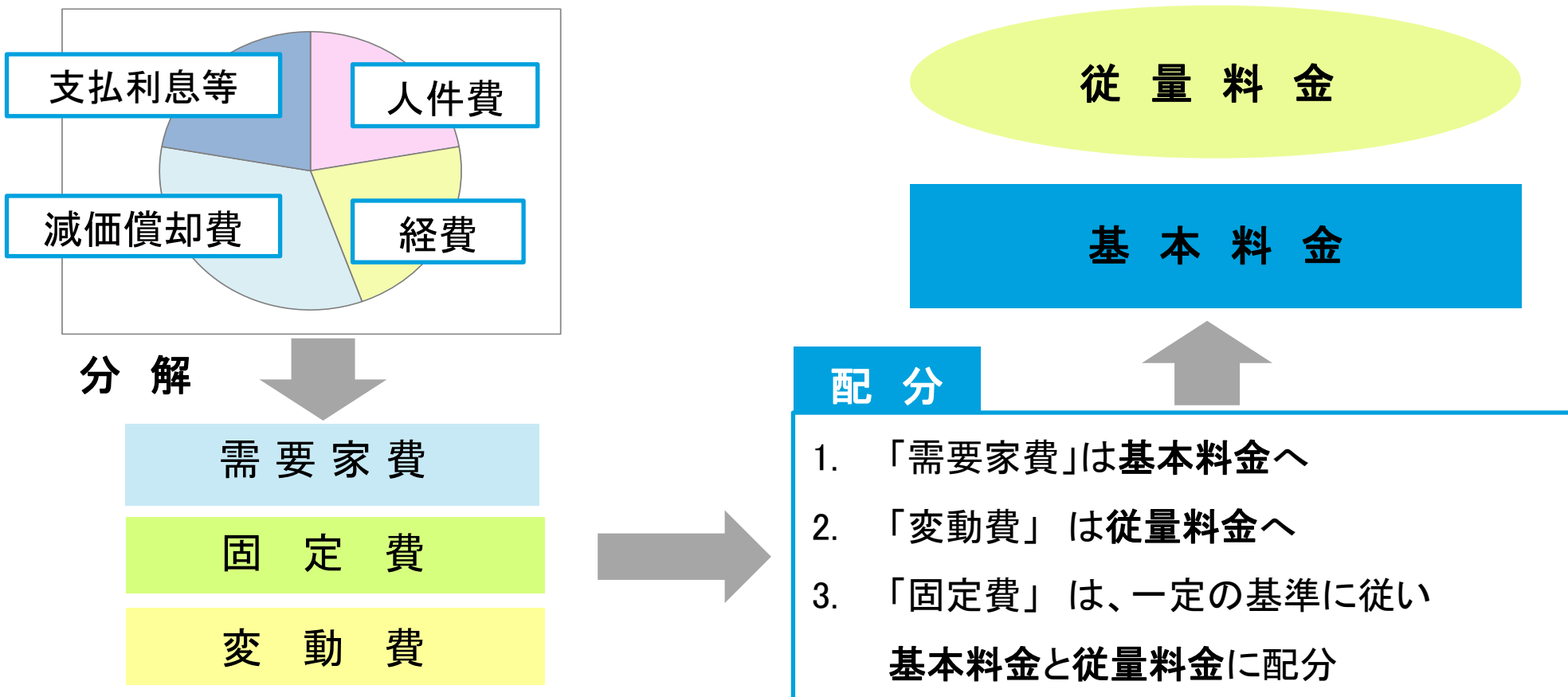
「**資産維持費**」は、施設の建設、改良、再構築等、将来にわたり必要な規模で事業を維持するために必要な費用であり、水道料金算定要領では、「対象資産×資産維持率」の範囲内とすることとしています。

※ 水道料金算定要領とは、給水サービスの維持を可能とする適正な水道料金の具体的算定方法について日本水道協会が提示したものです。

総括原価方式(1/2)

- ◆ 費用は「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解した後に、基本料金及び従量料金に配分されます。

【「水道料金算定要領」に基づく区分】



総括原価方式(2/2)

【「需要家費」、「固定費」、「変動費」とは】

需要家費

水道使用量とは関係なく、需要家(利用者)が存在することによって発生する費用
(検針・集金・量水器関係費等)

固定費

水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要な費用
(施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等)

変動費

概ね水道使用量の増減に比例して必要となる費用
(薬品費、動力費等)

料金算定の手法の決定

- ◆ 資金収支積み上げ方式により料金改定率を設定し、料金体系の検討については総括原価方式により検討します。

【資金収支積み上げ方式】

- ・料金改定率の決定にあたっては、中長期的な財政収支のバランスを考慮した料金とする必要があることから。「湖都大津・新水道ビジョン」第7章 中長期経営計画(経営戦略)において実施した投資・財政計画に基づき改定率を設定します。

⇒資金収支積み上げ方式により料金改定率を設定します。

【総括原価方式】

- ・今回、大幅な料金体系の見直しが必要となるため、総括原価を費目ごとに細分化し、基本料金と従量料金の割合や口径ごとの基本料金の単価等を算出する必要があります。
- ・資金収支積み上げ方式により設定した料金改定率は、総括原価方式で算定した場合と同等の改定率となります。(前回(H21.4)改定時と同等の資産維持費を計上)

⇒総括原価方式により料金体系を検討します。

資金収支積み上げ方式
による料金改定率

- ・総括原価方式に落とし込み
整合性を検証・調整

総括原価方式における
資産維持費の設定

料金算定期間の設定(総括原価)

◆ 平成29年度から平成32年度の4年間を料金算定期間とします。

【料金算定期間とは】

料金算定の基礎となる原価(または収支の状況)を集計する期間です。

【料金算定期間の設定】

- ・料金算定期間は「水道料金算定要領」(日本水道協会)で「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされています。
- ・料金改定を行わなかった場合、平成29年度に赤字となる見込みです。
- ・第Ⅳ期中期経営計画の終期を平成32年度としています。

第4回経営検討
委員会で説明

⇒以上から、平成29年度から32年度の4年間を料金算定期間(総括原価)とします。

【料金改定率決定にあたっての料金算定期間】

総括原価方式における料金算定期間は4年間とするものの、料金改定率については中長期経営計画(経営戦略)の計画期間終期(平成40年度)までを考慮していることから、改定率の算定に係る算定期間は12年間(平成29~40年度)で算定し、これを総括原価方式に落とし込んで整合性の検証・調整を行っています。

総括原価の算定

◆ 総括原価は、中長期経営計画で算定した費用の見込み値を採用します。

【総括原価の内訳】

	費目	内容	金額 (H29～32)	構成割合	集計先区分
中長期経営計画の費用	人件費	職員の人件費	36億円	15.6%	需要家費・固定費
	薬品費	浄水場等で使用する薬品費	2億円	0.8%	変動費
	動力費	浄配水施設にかかる動力費	16億円	7.1%	変動費
	修繕費	浄配水施設にかかる修繕費	21億円	9.0%	需要家費・固定費
	受水費	県など他団体からの水道水の購入費用	1億円	0.3%	固定費・変動費
	減価償却費	固定資産の購入額を、その資産の耐用年数(使用期間)にわたって、各年度に定期的に費用として配分するもの	110億円	47.8%	需要家費・固定費
	その他	浄水施設にかかる委託費など	27億円	11.6%	需要家費・固定費・変動費
	支払利息等	企業債にかかる支払利息等	18億円	7.8%	需要家費・固定費
	資産維持費	施設の建設、改良、再構築等、将来にわたり必要な規模で事業を維持するために必要な費用。			需要家費・固定費

6 料金体系決定における検討事項

料金体系決定における検討事項

- ◆ 水道料金は「基本料金＋(使用水量－基本水量)×従量料金」で算出されます。
- ◆ 料金体系決定にあたっては、「基本料金と従量料金の収入割合」、「基本水量」、「基本料金」「従量料金(逡増度、口径別、水量区画)」等の検討が必要になります。

基本料金と従量料金の収入割合

〈現行料金体系〉

基本水量

基本料金

浴場用料金の検討

		水道料金 (1ヶ月)						
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)					
			0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
一般用	13・20mm	840						
	25mm	1,120						
	30・40mm	1,380						
	50mm	3,240						
	75mm	3,540	0	124	153	182	211	240
	100mm	4,440						
	150mm	8,900						
	200mm	14,300						
	250mm以上	20,900						
浴場用		5,600		0			60	

水量区画

・口径別の従量料金
・従量料金の逡増度

参考：京都市における水道料金体系の見直し(1/3)

- ◆ 京都市では、給水収益に占める基本料金の割合の増加及び口径ごとの固定費負担の適正化を図っています。
- ◆ 京都市では、逡増度(※)の緩和(改定前2.1⇒改定後1.8)を行っています。

【基本料金割合の増加及び適正化】

- 京都市では右表のとおり、基本料金を全体的に増額(従量料金の増額はおおむね10%以下と基本料金の増額割合より小さい)することにより、給水収益に占める基本料金の割合の増加を図っています。
- 特に、従来75mm以上で15,470円で一定であった大口利用者の基本料金を口径の増加に合わせて大幅に値上げすることにより、固定費負担の適正化を図っています。

【逡増度の緩和】

- 京都市では右表のとおり、従量料金の見直しにおいて、逡増度の緩和(改定前2.1⇒改定後1.8)を行っています。
- 具体的には少量利用者が対象である21~100 m³の水量区画では10~11%の従量料金単価の増加になっているのに対して、大口利用者が対象である500~10,000m³の水量区画では8~9%の従量料金単価の増加、さらに10,001 m³以上では約4%の従量料金単価減少となっています。

京都市(給水人口1,454,625人)の料金体系の見直し
(平成25年10月施行、平均改定率9.6%) (1ヶ月あたり、税抜)

		改定前	改定後	改定率	
基本料金	給水管の口径	13・20mm	870	920	5.7%
		25mm	1,690	1,900	12.4%
		40mm	2,470	2,780	12.6%
		50mm	9,250	18,300	97.8%
		75mm	15,470	35,910	132.1%
		100mm		71,600	362.8%
		150mm		134,260	767.9%
		200mm		281,520	1,719.8%
従量料金	水量区画	~5m ³	0	0	0.0%
		6~10m ³	162	10	皆増
		11~20m ³		177	9.3%
		21~30m ³	180	11.1%	
		31~100m ³	189	208	10.1%
		101~200m ³	206	226	9.7%
		201~500m ³	223	243	9.0%
		501~5,000m ³	262	284	8.4%
		5001~10,000m ³	301	326	8.3%
10,001m ³ ~	339	△3.8%			

参考：京都市における水道料金体系の見直し(2/3)

- ◆ 京都市では、口径別に基本水量を設定しています。
- ◆ 京都市では、少量利用者の基本水量を引き下げることで利用に応じた従量料金の負担を凶っています。

【基本水量の見直し】

- 京都市では右表のとおり、従来口径に関わらず一定(10 m³)の基本水量が付与されていましたが、料金体系の見直しにあたり口径に応じて基本水量を設定しています。
- 一方で、13・20mm口径の少量利用者の基本水量については5m³に引下げること、少量利用者にも水利用に応じた従量料金の負担を求めています。

京都市における口径別基本水量の見直し

(1ヶ月あたり、m³)

		改定前	改定後	改定率
基本水量	給水管の口径	13・20mm	5	-50.0%
		25mm	10	0.0%
		40mm		0.0%
		50mm	50	400.0%
		75mm	100	900.0%
		100mm	250	2,400.0%
		150mm	500	4,900.0%
		200mm	1,000	9,900.0%

(出所：京都市上下水道局ホームページより加工)

参考：京都市における水道料金体系の見直し(3/3)

【見直し前料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)							
		0-10m ³	11-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-5,000m ³	5,001-10,000m ³	10,001m ³ 以上
13・20mm	870	0 (10m ³ まで)	162	189	206	223	262	301	339
25mm	1,690								
40mm	2,470								
50mm	9,250								
75mm	15,470								
100mm	15,470								
150mm	15,470								
200mm	15,470								
公衆浴場用	一般用同様	0 (100m ³ まで)			38				

【見直し後料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)								
		0-5m ³	6-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-5,000m ³	5,001m ³ 以上
13・20mm	920	0(5m ³ まで)	10	177	180	208	226	243	284	326
25mm	1,900	0 (10m ³ まで)								
40mm	2,780									
50mm	18,300	0 (50m ³ まで)								
75mm	35,910	0 (100m ³ まで)								
100mm	71,600	0 (250m ³ まで)								
150mm	134,260	0 (500m ³ まで)								
200mm	281,520	0 (1,000m ³ まで)								
公衆浴場用	一般用同様	0 (100m ³ まで)			39					

参考：松江市における水道料金体系の見直し(1/2)

- ◆ 松江市では、給水収益に占める基本料金の割合の増加を図っています。
- ◆ 松江市では、逓増度(※)の緩和(改定前4.4⇒改定後3.5)を行っています。

【基本料金割合の増加】

- 松江市では右表のとおり、基本料金を従量料金と比較し全体的に大幅に増額することにより、給水収益に占める基本料金の割合の増加を図っています。
- この水道料金体系の改定により、基本料金と従量料金の割合を2:8から原則4:6に見直すとのことです。(松江市ホームページより)

【逓増度の緩和】

- 松江市では右表のとおり、従量料金の見直しにおいて、逓増度の緩和(改定前4.4⇒改定後3.5)を行っています。
- 具体的には少量利用者が対象である11~20 m³の水量区画では19%の従量料金単価増加になっているのに対して、21m³以上の水量区画では23~33%の従量料金単価の減少となっています。

松江市(給水人口166,327人)の料金体系の見直し

(平成27年1月施行、平均改定率5.5%) (1ヶ月あたり、税抜)

		改定前	改定後	改定率	
基本料金	給水管の口径	13mm	550	800	45.5%
		20mm	1,100	1,400	27.2%
		25mm	2,600	5,200	100.0%
		40mm	8,200	16,400	100.0%
		50mm	14,000	28,000	100.0%
		75mm	38,000	76,000	100.0%
		100mm	77,700	155,400	100.0%
		150mm	211,100	422,200	100.0%
従量料金	水量区画	~10m ³	71	67	△5.6%
		11~20m ³	151	180	19.2%
		21~40m ³	270	190	△29.6%
		41~60m ³	300	200	△33.3%
		61~	310	240	△22.6%

(出所：松江市上下水道局ホームページより加工)

参考：松江市における水道料金体系の見直し(2/2)

【見直し前料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)				
		0-10m ³	11-20m ³	21-40m ³	41-60m ³	61m ³ 以上
13mm	550	71	151	270	300	310
20mm	1,100					
25mm	2,600					
40mm	8,200					
50mm	14,000					
75mm	38,000					
100mm	77,700					
150mm	211,100					
公衆浴場用	一般用同様	106				

【見直し後料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)				
		0-10m ³	11-20m ³	21-40m ³	41-60m ³	61m ³ 以上
13mm	800	67	180	190	200	240
20mm	1,400					
25mm	5,200					
40mm	16,400					
50mm	28,000					
75mm	76,000					
100mm	155,400					
150mm	422,200					
公衆浴場用	一般用同様	106				

参考：羽村市（東京都）における水道料金体系の見直し(1/2)

- ◆ 羽村市では、基本水量を廃止しています。
- ◆ 羽村市では、逡増度(※)の緩和(改定前3.4⇒改定後3.0)を行っています。

【基本水量の廃止】

- 羽村市では、従来小口径(13～25口径)利用者に対して、10m³/月の基本水量を付与していましたが、料金体系の見直しにあたり基本水量を廃止しています。

【逡増度の緩和】

- 羽村市では右表のとおり、従量料金の見直しにおいて、逡増度の緩和(改定前3.4⇒改定後3.0)を行っています。
- 具体的には少量利用者が対象である11～20 m³の水量区画では18.4%の従量料金単価増加になっているのに対して、21 m³以上の水量区画では6～15%の従量料金単価の増加となっています。

羽村市(給水人口56,622人)の料金体系の見直し

(平成26年4月施行、平均改定率21.33%) (1ヶ月あたり、税抜)

		改定前	改定後	改定率	
基本料金	給水管の口径	13mm	520	520	0%
		20mm	690	730	5.8%
		25mm	860	900	4.7%
		30mm	2,300	2,420	5.2%
		40mm	4,570	4,800	5.0%
		50mm	15,650	16,430	5.0%
		75mm	34,200	35,910	5.0%
		100mm	74,100	78,000	5.3%
	150mm～	124,500	131,000	5.2%	
従量料金(20口径)	水量区画	～10m ³	0	30	皆増
		11～20m ³	103	122	18.4%
		21～30m ³	140	160	14.3%
		31～100m ³	178	200	12.4%
		101～200m ³	245	260	6.1%
		201～1000m ³	305	350	14.8%
		1,001m ³ ～	347	370	6.6%

(出所：羽村市上下水道局ホームページより加工)

参考：羽村市（東京都）における水道料金体系の見直し(2/2)

【見直し前料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)							
		0-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-1,000m ³	1,001m ³ 以上	
13mm	520	0	103	140	178	245	305	347	
20mm	690								
25mm	860								
30mm	2,300	178							
40mm	4,570	305							
50mm	15,650	347							
75mm	34,200	347							
100mm	74,100	347							
150mm～	124,500	347							
公衆浴場用	1,040	0			85				

【見直し後料金体系】

(1ヶ月あたり、税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)							
		0-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-1,000m ³	1,001m ³ 以上	
13mm	520	30	122	160	200	260	350	370	
20mm	730								
25mm	900								
30mm	2,420	200							
40mm	4,800	350							
50mm	16,430	370							
75mm	35,910	370							
100mm	78,000	370							
150mm～	131,000	370							
公衆浴場用	1,040	30			100				